

別表 1

香美市森林管理規程整備方針一覧

優先順位	No.	森林の現況		対象森林の条件	機能類型	目標とする森林	整備方針	施業方法	
	①	人工林	スギ・ヒノキ	生産適地	全域	人工林	防災・減災型 林床植生の発達した人工林	【水土保持人工林整備】 下層植生を発達させることにより土砂の流出崩壊防止機能等を高めるとともに、地力を維持し、水土保持機能等を高める	既存の収量比数、相対幹距比などを参考として対象地の調査を実施。間伐が遅れた樹冠長率30%以下の林分では本数間伐率40～50%、その10年後に40%の間伐をする
	②			尾根～中腹	種子供給源となる天然林高木種から30m以内にある	防災・減災型 自然推移型	天然林	【広葉樹林化】 皆伐して天然林へと誘導する	皆伐後に周辺の天然林からの種子の供給により天然林高木種の侵入があると考えられるが、シカ害の多いところでは防鹿柵を設置する。また、クズ、カギカズラなど繁殖力の旺盛な強いツル植物が繁茂する場合はツル切り作業を行う
	③				種子供給源となる天然林高木種から30m以上離れている		林床植生の発達した人工林 ⇒天然林	【広葉樹林化】 強度間伐して自然に推移させ、天然林高木種の侵入を図る	40～50%の強度間伐を行う。その後10年毎に林床植生を調査、天然林高木種の侵入等が確認された林分は②を検討する。侵入が期待できない場合は将来的に種子供給源となる天然林高木種を複数種、低密度で植栽※2
	④				道路や集客施設等からよく見える場所 範囲は地形と特性により判断	生活環境型	自然景観を創出する風景林	【森林空間利用林整備】 ヤマザクラやツツジ類等を主とする季節感の明瞭な落葉広葉樹林を目指す	林床植生調査によりヤマザクラ、コナラ、シデ類、ツツジ類、シャクナゲ類等が生育する場所を選出してスギ・ヒノキを皆伐する。あるいは郷土種の中から観賞性の高い樹種を選んで植栽※2する。下刈りや抜き切り等の密度管理によって維持する。
1	⑤		生産不適地	川辺	河川から20～40mの範囲を基準とするが 範囲は地形と目的により判断する	防災・減災型 自然推移型	土砂崩壊・水害防止及び生物多様性 保全機能の高い溪畔林	【広葉樹林化】 天然林構成種による溪畔林の育成	林床にケヤキ等天然林高木種がある場合は40～50%を目安に強度間伐を繰り返し行い天然林構成種の成長を促した上で皆伐する。天然林高木種がない場合は60～70%を目安に間伐を行った林間に天然林高木種を植栽※2し、成長を待ってスギ・ヒノキを皆伐する。
	⑥					生活環境型	憩いと学びの場となる風景林	【広葉樹林化】 ケヤキ、イロハモミジ等の落葉広葉樹を主とする季節感の明瞭な林を目指す	60～70%の強度間伐を行い、林間に主木となる落葉広葉樹を植栽※2する。落葉広葉樹の生長を待ってスギ・ヒノキを皆伐する。植栽木を育成し、林床を下刈りして開放的な明るい林に仕立てる。
	⑦					生活環境型	有用広葉樹林（木材・特用林産）	【森林空間利用林整備】 市民の保健・教育的利用や有用広葉樹の植林等、立地条件や目的に応じて多様な森林整備を行う	立地条件と目的により決定する。
	⑧			針広混交林	全域		針広混交林	施業は行わず自然に推移させる	基本的に伐採・集材は行わず針広混交林の状態での自然の推移にまかせる。
	⑨			竹林	全域		竹林	施業は行わず自然に推移させる	公道・住家や耕作地への影響がないことを確認した上で、自然に推移させる。
	⑩			広葉樹林 (天然林)	全域		天然林	施業は行わず自然に推移させる	公道・住家や耕作地への影響がないことを確認した上で、自然に推移させる。

※1 基本的に斜面傾斜40度を超える急傾斜地等の施業困難地は自然に推移させることとする。

※2 植栽樹種の選定や植栽計画作成の際は未来の森づくり委員会にかかる検討会を開催し、専門家の意見を聴取するとともに地域の合意形成を図る。植栽する広葉樹は当該地域の種子から育てた苗とする。

※3 施業にあたっては生物多様性の保全に留意し、絶滅危惧種の生育地等の事前確認を行い生育環境に影響を与えないよう計画の見直しや保全対策を検討すること。

※4 ここでの天然林とは、先駆性広葉樹林を除く人工林以外の自然に発生した林をいう。厳密には人手の加わらない森林であるが、本方針では伐採の影響を受けた天然生林も含める。

※5 ここでの針広混交林とは、人工林植栽樹種のスギ・ヒノキの林間に、自然に生育した広葉樹が林冠に達して相観的に針葉樹と広葉樹の混交している林をいう。